

那覇市下請契約における代金支払の適正化についての指導手順書

平成 20 年 1 月 31 日実施

1. 趣旨

建設工事は、各種工事の組み合わせにより総合的に施工されるものであるから工事の内容、規模等によっては下請による施工が不可避であることが少なくない。建設工事について適切かつ、効率的な施工を確保するためには、元請及び下請がそれぞれの分担する分野において役割に応じた責任を的確に果たすとともに合理的な元請・下請関係を確立する必要がある。

特に近年、建設投資が低迷し厳しい経営環境が続いていることから、合理的な元請・下請関係の確立に当たって、経営基盤の脆弱な下請業者に対する適正な代金支払等を確保し、その経営の安定・健全性の確保へ特段の配慮が必要となっている。

本手順書は本市が発注する建設工事において、下請代金の支払の適正化を図るため、元請負人が遵守すべき主な法令事項等を列挙し、発注者が行う指導等の内容及び手順を示したものである。

2. 元請負人が遵守すべき事項

(1) 契約の締結等

ア 工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書により、下請人と下請契約を締結すること。(建設業法(以下「法」という。)第 18 条、第 19 条)

イ 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする請負契約を締結しないこと。(法第 19 条の 3)

また、契約締結後、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請人に購入させてその利益を害しないこと。(法第 19 条の 4)

ウ 下請契約を締結する以前に、当該下請契約に関し、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請人が当該建設工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けること。(法第 20 条)

エ 請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、予め下請負人の意見を聞くこと。(法第 24 条の 2)

オ 下請工事が完成した旨の通知を受けたときは、その日から 20 日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。

また、検査によって工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引き渡しを受けること。(法第 24 条の 4)

(2) 代金支払等

ア 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、下請代金を減じないこと。(建設産業にお

ける生産システム合理化指針（以下「指針」という。）第4(1)

イ 注文した下請工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。（指針第4(2)）

ウ 前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労務者の募集、その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。（法第24条の3）

エ 請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完了後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1ヶ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。（法第24条の3）

オ 下請代金の支払方法は、次のaからcによること。

a 支払は、できる限り現金払とすること。現金払と手形払を併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については現金払とする。（指針第4(2)）

b 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とする。（指針第4(2)）

c 一般の金融機関による引き受けが困難であると認められる手形を交付しない。（法第24条の5）

カ 元請負人が特定建設業者である場合は、その責務を十分認識し、下請負人の保護及び指導に努めるものとし、特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請負人が特定建設業者又は資本金の額が4000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金の支払期日は、下請負人が目的物の引き渡しを申し出た日から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内に定めなければならない。

なお、契約に支払期日を定めなかった場合は、下請負人が引き渡しを申し出た日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。（法第24条の5）

3. 発注者の指導等

(1) 工事に下請による施工がある場合は、元請負人に対して別紙による指導を行なう。

(2) 元請負人が、前項の指導に従わず契約に違反する場合又は法令等に違反する場合で、必要と認めるときは、工事の入札における指名停止の措置を講ずる。

別紙

発注者は、元請負人に前項に掲げた事項を遵守させ、下請代金の支払の適正化を図るため、工事着手時及び施工中の適切な時期に下記事項を指導するものとする。

なお、本手順書による指導は現場監督員又は主任現場監督員が行うものとする。

【工事着手時及び施工中】

項 目	指導等の内容	事前指導及び確認の月日、メモ等
(1) 契約の締結等	<p>現場代理人に対し、元請負人が遵守すべき下記事項の事前指導をおこなう。また、事前指導した事項について、法令が遵守されたかどうかを適切な時期に確認し、必要に応じて指導する。なお、どのような行為が法令違反に当たるかについては、「建設業法令遵守ガイドライン」を参考にするよう教示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 下請契約は、建設工事標準契約約款等の内容を持つ契約書により締結する。(法第 18、19 条) □ 自己の取引上の地位を利用して、原価に満たない金額による契約を締結しない。(法第 19 条の 3) □ 資材、機械器具等について、購入を強制したり、購入先を指定したりして下請負人の利益を害しない。(法第 19 条の 4) □ 契約以前に、契約の具体的内容を提示し、必要な見積期間を設ける。(法第 20 条) □ 工程の細目、作業方法等を定めようとするとき、下請負人の意見を聞く。(法第 24 条の 2) □ 工期又は請負代金の変更の必要があるときは、協議、適正な手順により書面をもってこれを変更する。(法第 19 条) □ 契約約款第 7 条により下請通知書の提出を求められた場合は、法第 19 条の内容を持つ下請契約書を添付する。なお、請書の場合は、基本契約書又は基本契約約款を添付する。 □ 下請契約を締結した場合、施工体制台帳に法第 19 条の内容を持つ下請契約書を添付し提出する（二次以下の下請を含む）。(適正化法第 15 条) 	

<p>(2) 代金支払等</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 正当な理由がないのに、下請代金の金額を減じない。(指針第 4(1)) □ 資材を元請負人から購入させる場合、正当な理由がないのに、支払期日前に代金を支払わせない。(指針 4(2)) □ 前払金を受領した場合、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払う。(法第 24 条の 3) □ 既済部分、完了後の支払を受けたときは、下請負人に対して、1 ヶ月以内のできる限り短い期間内に支払う。(法第 24 条の 3) □ 支払はできる限り現金払いとし、手形を併用する場合であっても少なくとも労務費相当分については現金とする。(指針 4(2)) □ 手形の場合、期間は 120 日以内となっていること。(指針 4(2)) □ 一般の金融機関による引き受けが困難と認められる手形を交付しない。(法第 24 条の 5) □ 特定建設業者においては、発注者からの支払の有無にかかわらず、引き渡しの申し出の日から 50 日以内のできるだけ短い期間内に支払う。(法第 24 条の 5) 	
<p>(3) 検査及び引渡し</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたとき、20 日以内のできるだけ短い期間内に検査を完了する。(法第 24 条の 4) □ 工事の完成を確認した後、下請負人から申し出があったとき、直ちに引き渡しを受ける。(法第 24 条の 4) 	

【法令等の違反又は違反の疑いがある場合】

項 目	指導又は措置の内容	月日、メモ等
事情聴取及び指導等	<input type="checkbox"/> 前の表のチェック項目を参考に、下請負人から事情聴取し整理する。 <input type="checkbox"/> 下請負人から事情聴取した結果、法令違反の疑い等問題があれば、元請負人から事情聴取し、必要に応じて改善の指導をする。 <input type="checkbox"/> 紛争については、「公正取引委員会」又は「沖縄県建設工事紛争審査会」に相談するよう教示する。	
市における処分等	<input type="checkbox"/> 契約違反又は法令違反がある場合、その内容を整理し法制契約課に報告する。 <input type="checkbox"/> 行政による処分の内容を工事成績評定に反映させる	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告があった場合、法制契約課は、必要に応じて指名停止等の処分を指名業者選定委員会に諮った上で行なう。 ・ 処分を行った場合、次回の格付けに反映させる。 	

付 則

この手順書は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

下請保護に関する調査指導体系

国

県

市

